

岡山デニム世界進出支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内繊維企業が製造する繊維製品のうちデニム・ジーンズ等付加価値の高いものについて海外マーケットへの売り込みを促進するため、県内繊維企業が海外市場での販路拡大を目指し、海外の展示商談会・見本市へ出展する取組に要する経費等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 「県内繊維企業」とは、日本標準産業分類に定める「大分類E製造業」中「中分類11繊維工業」に分類される事業所を県内に有し、県内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。）をいう。

二 「海外の展示商談会・見本市」とは、知事が別に定めるものをいう。

(補助対象者等)

第3条 補助対象者、補助対象経費、補助率、補助金の額及び補助限度額は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)を知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の申請をすることができない。

一 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年度岡山県条例第57条）第2条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

二 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第一号に規定する暴力団という。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

三 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(事業の着手時期)

第5条 事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の性格上又はやむを得ない理由があると知事が認めた場合はこの限りではない。

2 前項のただし書により補助金を受けようとする交付申請者は、前条第一項の規定により提出する交付申請書に、事前着手理由書(様式第1号の2)を添付するものとする。

(決定の通知)

第6条 知事は、第4条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは補助金の交付の決定を行い、交

付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（事業の中止及び廃止の承認）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の内容又は経費の配分の変更）

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更についてはこの限りでない。

2 前項のただし書に規定する軽易な変更とは、補助事業に要する経費配分のうち、各経費区分の20%以内の金額を変更しようとする場合をいう。ただし、補助金の交付申請額の増額を伴う場合についてはこの限りでない。

（事故の届出）

第9条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、事故報告書（様式第5号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事が要求したときは状況報告書（様式第6号）を、知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第6条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から30日を経過した日又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 補助事業者は、前条の補助金の額の確定を通知されたときは、すみや

かに請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第14条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(成果の報告等)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施年度を含め、海外での製品売上高の状況や海外市場への売り込み状況などに関して県が行う調査等に協力しなければならない。

(その他必要な事項)

第16条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

補助対象者	費目	補助対象経費	補助率、補助金額及び補助限度額
県内繊維企業のうち海外の展示商談会・見本市へ自社製品を出展する者	使用料及び賃借料	海外の展示商談会・見本市の出展料又は会場賃借料	補助率 2分の1以内 補助金額 補助対象経費に補助率を乗じた額(千円未満の端数切り捨て)
県内の繊維企業が海外への事業展開を行うための研修等を実施する組合等(※)	謝金	講師謝金	補助限度額 500千円
	旅費	講師旅費	
	庁費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、資料作成費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費	

※「組合等」とは地場中小企業者により構成されている組合又は団体であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 中小企業組合等協同組合法（昭和 28 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合及び事業協同組合連合会
- ② その他、知事が特に必要と認める団体